

湘南海岸公園臨時有料駐車場開設及び管理運営規程

制定 平成23年12月20日

改正 平成25年 6月20日

平成30年 5月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、平塚市の事業依頼により公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）が行う湘南海岸公園臨時有料駐車場（以下「臨時駐車場」という。）の開設及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開設場所)

第2条 臨時駐車場の開設場所は、次のとおりとする。

開設場所 平塚市高浜台32番 湘南海岸公園

(開設日及び時間)

第3条 臨時駐車場の開設日及び時間は、次の表のとおりとする。

開設日	7月1日から8月31日までの間の理事長が定める日
時間	7時30分から18時まで

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、開設日又は時間を変更することができる。

(駐車料金)

第4条 臨時駐車場の駐車料金は、1日1台700円とする。

2 前条に規定する時間を超え引き続き駐車している自動車は、翌日以後の開設時間でなければ出庫することができない。この場合における臨時駐車場の駐車料金については、前項に規定する駐車料金に1日につき700円を加算するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、臨時駐車場の開設及び管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。